
プロジェクト 税効果会計**項目 繰延税金資産の回収可能性に関する論点
－会計基準間の整合性に関する論点の検討**

本資料の目的

1. 第 9 回税効果会計専門委員会（以下「専門委員会」という。）では、繰延税金資産の回収可能性に関わるグループ 2 の論点について、それまでに聞かれた意見を踏まえて問題意識の強い領域を整理し、以下の主要な論点について、今後の検討の進め方を議論した。
 - (1) 回収可能性が低い企業群における論点
 - 過去及び将来の考慮に関する論点
 - 回収可能性の判断要件に関する論点
(ストック及びフローの事象に関する論点)
 - 見積可能期間に関する論点
 - (2) 回収可能性が高い企業群における論点
 - スケジューリング不能な将来減算一時差異に関する論点
2. 今回の専門委員会では、主要な論点として挙げたもののうち、第 9 回専門委員会で議論できなかった「会計基準間の整合性に関する論点」について、対応案を議論する。

会計基準間の整合性に関する論点

3. 例示区分 3 号及び例示区分 4 号ただし書きに該当する企業の場合、建物の減価償却超過額について将来の合理的な見積可能期間を超えた部分の繰延税金資産を計上することができるが、監査委員会報告第 70 号「その他有価証券の評価差額及び固定資産の減損損失に係る税効果会計の適用における監査上の取扱い」においては償却資産の減損損失について監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（以下「監査委員会報告第 66 号」という。）と同様な取扱いを適用しないとされ、当該期間を超えた部分については繰延税金資産を計上することはできないとされている。
4. これまでの議論では、両者の取扱いを同様にすべきではないかとの意見が聞かれる。この論点は、第 1 項に記載した第 9 回専門委員会で取り上げた主要な論点とは性質が異なり、会計基準間の整合性に関する論点である。
5. 現状の定めについては、整合性上の論点はあるものの、実務に定着している状況に

ある。また、仮に当該取扱いを見直す場合には、純資産の額が著しく変動する可能性も考慮する必要がある。これらを踏まえると、基本的には、取扱いを見直すことは慎重に考えたほうがよいと思われ、当面は対応を図らない方向性が考えられる。

6. 一方、この論点に関しては、監査委員会報告第 66 号における長期解消将来減算一時差異の取扱いとそれ以外の長期項目の取扱いの相違、及び、償却資産の減損損失の取扱いと建物の減価償却超過額の取扱いの相違について、理由を明確にすべきであるという意見が聞かれる。これを踏まえると、それぞれの取扱いが相違する理由を検討したうえで、見直しを図るかどうか検討することも考えられる。
7. 以上を踏まえると、以下の 2 つの案が考えられるがどうか。

(案 1)：取扱いを見直すことは慎重に考えたほうがよいと思われ、当面は対応を図らない方向性とする。

(案 2)：監査委員会報告第 66 号における長期解消将来減算一時差異の取扱いとそれ以外の長期項目の取扱いの相違、及び、償却資産の減損損失の取扱いと建物の減価償却超過額の取扱いの相違の理由を検討したうえで、見直しを図るかどうか検討する。

ディスカッション・ポイント

会計基準間の整合性に関する論点への 2 つの対応案について、ご意見を伺いたい。

以 上